

平成23年度
石巻市太陽光発電普及促進事業
補助金の申請の手引き

【受付・問い合わせ先】

石巻市生活環境部環境課環境総務グループ

〒986-8501

石巻市穀町14番1号 石巻市役所本庁舎3階

電話：0225-95-1111 内線 3366・3369 ファクシミリ番号：0225-22-6120

E-mail：isenv@city.ishinomaki.lg.jp

[http:// www.city.ishinomaki.lg.jp](http://www.city.ishinomaki.lg.jp)

【受付・問い合わせ時間】

午前：8時30分～12時00分

午後：12時45分～17時00分

※土曜・日曜・祝日については、閉庁日のため受付及び問い合わせ不可です。

御了承願います。

平成24年1月

石巻市生活環境部環境課

1 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付制度の概要

(1) 目的

この制度は、自然エネルギーの利用を促進することにより、二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化の防止に資するとともに、市民の皆様の環境に対する意識の高揚を図ることを目的として行うもので、国・県の太陽光発電システムへの補助制度と併せて利用できます。

(2) 事業内容

ア 補助対象者

個人の場合	次に掲げる要件を全て満たす方 ・ 市内に住所を有していること。 ・ 全ての市税に未納がないこと。 ・ 対象システムを自らが所有し、かつ、居住する住宅（店舗、事務所等と兼用している場合も可とする。）又は当該住宅に付随する建物に平成23年4月1日以後に新設し、申請時に使用していること。
事業者の場合	次に掲げる要件を全て満たす方 ・ 本市に事業所を有していること。 ・ 全ての市税に未納がないこと。 ・ 対象システムを自らが所有し、かつ、使用する店舗、事務所、倉庫又はその敷地に平成23年4月1日以後に新設し、申請時に使用していること。ただし、太陽光発電システムの設置について市の他の補助制度を利用した場合は対象外となります。 ・ 店舗、事務所等と住宅を兼用している場合は、個人とみなします。

イ 補助対象となる太陽光発電システム

一般社団法人太陽光発電協会が定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金交付規程第4条に掲げる要件を満たしたシステムであって石巻市内にある住宅または事務所等に設置されたもの。ただし、同条第1号中「10kW未満」とあるのは個人「2kW以上」、事業者「10kW以上」と読み替えます。

なお、増設等は対象外とします。

ウ 補助金の交付額

個人の場合	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の最大出力に1kW当たり25,000円を乗じて得た金額（上限：100,000円、千円未満切り捨て）
事業者の場合	設置した太陽光発電システムにおける太陽電池の最大出力に1kW当たり25,000円を乗じて得た金額（上限：400,000円、千円未満切り捨て）

工 申請書受付期間

平成 24 年 1 月 10 日から平成 24 年 3 月 30 日まで。

なお、申請額が予算の総額を超えた場合は、受付を締め切る場合がありますのであらかじめ御了承願います。

2 申請前に準備するもの

(1) 事前に確認していただくこと

申請する方は、補助金の交付申請を行う前に以下の事項について御確認ください。

ア 個人の場合

- ・ 「市内に住所を有していること」とは、申請時に市内に住所を有していることをいいます。
- ・ 「全ての市税に未納がないこと」とは、平成 23 年度の納期到来分と平成 22 年度分の市県民税・固定資産税（固定資産を保有していた方に限ります。以下同じ。）・軽自動車税（軽自動車、総排気量が 125cc を超える二輪車、原動機付き自転車などを保有していた方に限ります。以下同じ。）の未納がないことをいいます。

国民健康保険税は、該当する税目には含まれません。

- ・ 「自らが所有し、かつ、居住する住宅」とは、申請者が自ら所有し居住している住宅をいいますが、住宅の所有権は申請者の親等が保有していても実際の維持管理は申請者が行っている場合も含むこととします。後者の場合は、「太陽光発電システムを設置する建物の所有者の承諾書」の提出が必要となります。
- ・ 「新設した」とは、平成 23 年 4 月 1 日以後に太陽光発電システムを住宅に設置し、電力会社との間で低圧太陽光発電設備系統連係余剰電力契約を締結したことをいいます。
- ・ 太陽光発電システムは、申請者自らの名義で購入したものに限ります。この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。

イ 事業者の場合

- ・ 「本市に事業所を有していること」とは、申請時に市内に事業所を有していることをいいます。
- ・ 「全ての市税に未納がないこと」とは、平成 23 年度の納期到来分と平成 22 年度分の法人市民税（法人でない場合は、申請者の市県民税とします）・固定資産税・軽自動車税の未納がないことをいいます。
- ・ 「自らが所有し、かつ、使用する店舗、事務所、倉庫等又はその敷地」とは、建物・敷地とも申請者自ら所有し使用していることをいいます。
- ・ 「新設した」とは、平成 23 年 4 月 1 日以後に太陽光発電システムを店舗等に設置し、電力会社との間で低圧太陽光発電設備系統連係余剰電力契約を締結したことをいいます。

- ・ 太陽光発電システムは、申請者自らの名義で購入したものとします。この場合において、ローン契約を締結して購入しているものも含むこととします。

(2) 申請に必要な書類

申請にあたっては、次の書類を準備してください。

ア 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請書関係

- 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金交付申請書（様式第1号）

申請者の印鑑を忘れずに押印してください。

- 振込先の金融機関名、支店名、預金区別、口座番号を確認できる通帳等の写し
振込先の金融機関の口座は、申請者名義のものに限ります。

通帳を開いて、金融機関名、支店名、預金区別、口座番号を確認できるページを確認していただき、そのページをコピーしたものを添付してください。

- 石巻市太陽光発電普及促進事業補助金に係る市税完納証明願兼証明書（様式第2号）

2部作成し、市役所税務課・各支所・各総合支所市民生活課の窓口で証明を受けてください。事情により代理人の方が証明書を入手する場合は、本人からの委任状が必要となります。

- 住民票（個人の場合に限ります。）

市役所市民課・各支所・各総合支所市民生活課の窓口で申請し交付をうけてください。

申請日前3か月以内に取得した申請者本人が確認できる抄本を原本で提出願います。事情により代理人の方が証明書を入手する場合は、本人からの委任状が必要となります。

- 対象システムを設置した建物の所有者の承諾書

（個人の場合で、建物の名義が申請者以外の場合に限ります。）

太陽光発電システムを設置した住宅の維持管理は申請者が行っている場合、その住宅の所有権は申請者の親等が保有している場合は、この承諾書を提出していただくことが必要となります。

イ 石巻市太陽光発電普及促進事業対象システム確認書関係

- 石巻市太陽光発電普及促進事業対象システム確認書（様式第3号）

設置施工業者の印鑑を押印願います。

- 建物の位置図

補助対象となる太陽光発電システムを設置した建物の地番と周辺の状況が確認できる図面を提出してください。（住宅地図またはインターネットの地図等でも、必要な情報が明記されていれば可とします。）

- 対象システムの設置に係る費用の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

- 設置費に係る領収書の写し

申請者が太陽光発電システムの設置に係る費用を支払っていることとその額が分かる領収書の写しです。ローン契約を締結して購入した場合は、その契約書の写しになります。

○対象システムを構成する機器の型式、出力等が確認できる書類の写し

○対象システムの設置状態を示す写真又は対象システムの配置図

対象システムの設置状態を示す写真はカラー写真で、設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるものに限り、太陽電池モジュールの全ての枚数が確認できる写真が撮れない場合に限り、対象システムの配置図を添付してください。

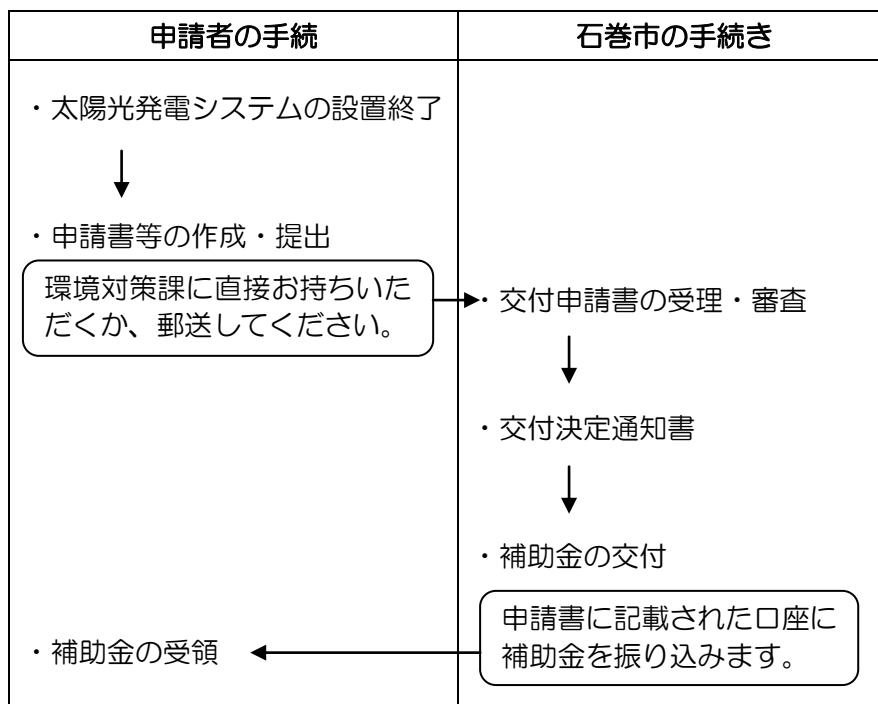
○電力会社との電力需給契約の内容がわかる書類の写し

○対象システムの保証書の写し

3 申請の流れ

(1) 申請の手続の流れ

申請の手続の流れは次のようになります。



(2) 申請書の提出

申請書及び添付書類は、市役所 3 階の環境課に持参していただくか、又は郵送（書留などの配達記録が残る方法）により提出してください。（表紙の受付・問い合わせ先に記載しているとおりです。）

(3) 申請書の受理・審査

市では提出していただいた申請書を受理し、審査します。申請書の内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合には、申請者に電話にて内容の確認や不足書類の提出をお願いする場合がありますので、御了承願います。

なお、振込み先である金融機関の口座番号について確認が必要な場合は、電話で確認は行わず、郵便にて確認文書を送付します。

(4) 交付可否決定通知書の送付

補助金の交付の可否については、交付可否決定通知書により通知します。

交付を決定した場合は、補助金の振込み予定年月日を記載した交付可否決定通知書を送付します。

(5) 補助金の交付・受領

申請者から指定された金融機関の口座に補助金を振り込みます